

第3章 火山災害対策

第3編 災害応急対策
第3章 火山災害対策

第3章 火山災害対策

第1節 災害発生直前の対策

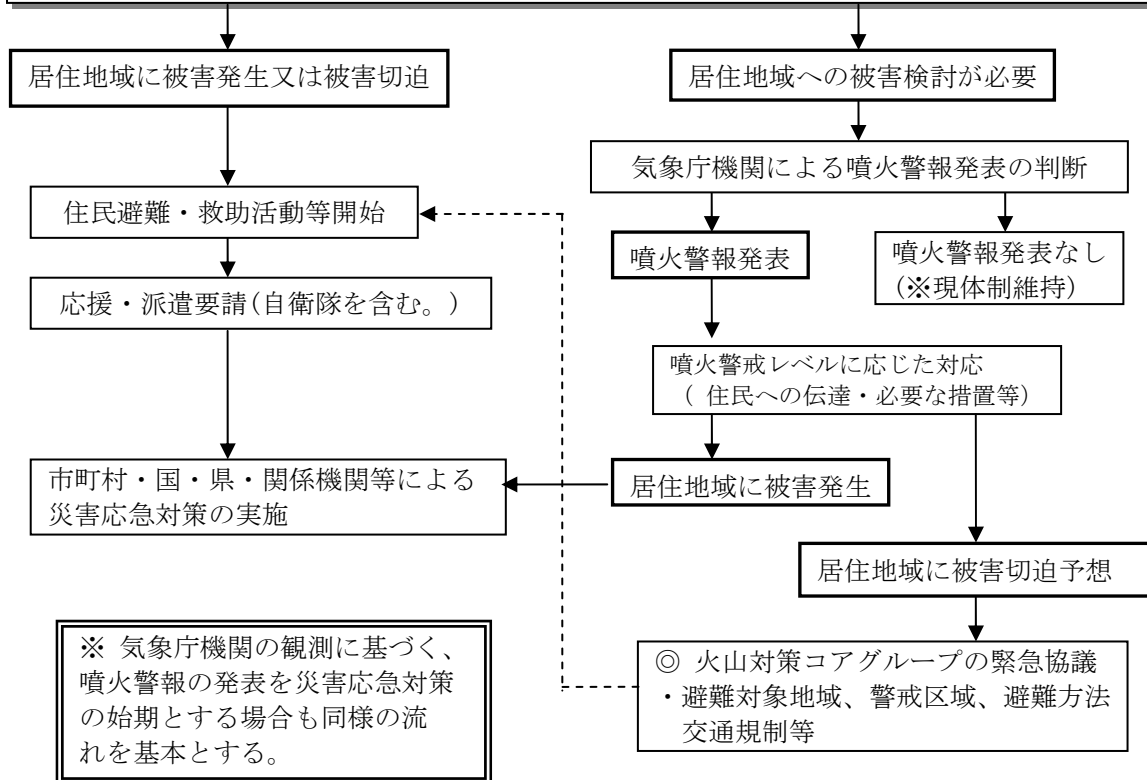
町における火山災害の応急対策は、「異常現象の発見」又は「気象庁からの噴火警報の発表」から、速やかに初期対応を開始しなければならない。

群馬県火山防災対策連絡会議の作成した火山噴火（爆発）防災計画によれば、異常現象の通報受理からの一連の対策の流れは以下のとおりである。

第3編 災害応急対策
 第3章 火山災害対策
 <第1節 災害発生直前の対策>

■異常現象の通報受理からの対応

- 【通報受理時の初期対応】**
- ◎ 関係市町村（以下「市町村」という。）
 - ① 通報受理、県・前橋地方気象台・他関係機関への通報
 - ② 異常現象の確認・調査、県・関係機関への続報
 - ◎ 長野原警察署
 - ① 通報受理、町村への通報確認、警察本部に報告
 - ② 異常現象の確認・調査（町村と連携）
 - ◎ 吾妻広域消防本部（消防署・各分署を含む。）
 - ① 通報受理、町村への通報確認
 - ② 異常現象の確認・調査（町村と連携）
 - ◎ 気象庁火山監視・情報センター、前橋地方気象台（以下「気象庁機関」という。）
 - ① 観測体制の強化、分析・検討、県・町村への情報提供
 - ② 異常現象の確認・調査（町村と連携）
 - ◎ 県（危機管理室、関係行政県税事務所）
 - ① 庁内関係各所属への通報
 - ② 状況により職員派遣

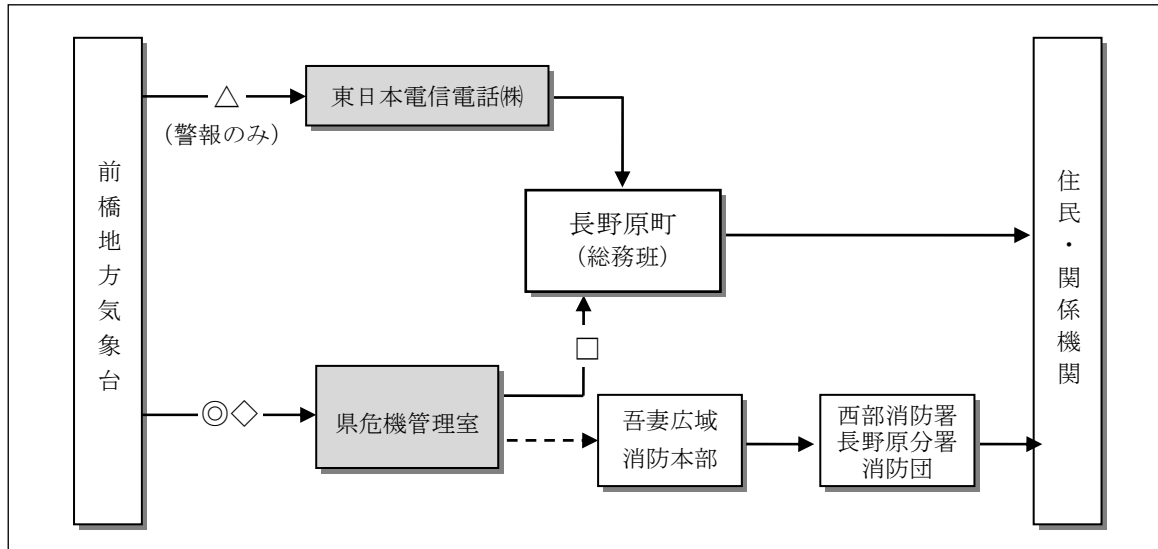


第1 噴火警報等の伝達

1 気象庁による噴火警報等の伝達系統

気象庁からの噴火警報等の伝達系統は、次のとおりである。

■前橋地方気象台における伝達系統について



【凡例】

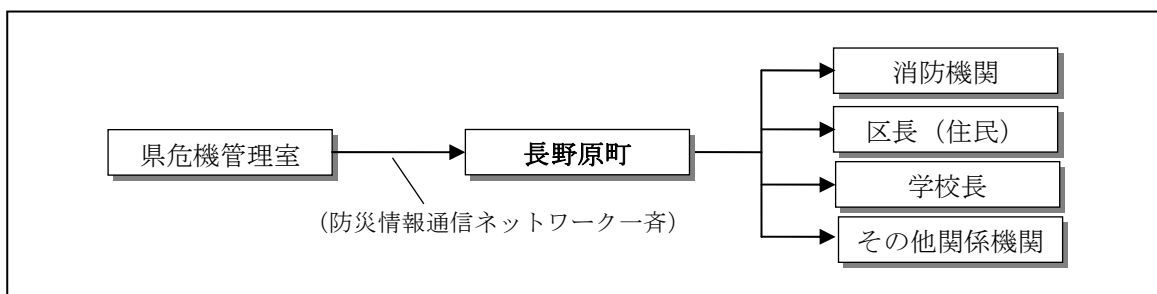
- 気象業務法又は災害対策基本法に基づく伝達警報
- - - - 機関相互の合意等に基づく伝達系統
- 気象業務法に基づき気象庁から警報の伝達を受ける機関
- ◎ 防災情報提供装置（緊急防災情報ネットワークシステム）
- △ 専用回線
- 県防災行政無線
- ◇ 防災情報提供システム（インターネット）：補助伝達手段^(注)

(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

2 町における通報伝達系統

町は、噴火警報及び噴火予報等が県（危機管理室）から伝達された場合、原則として次のとおり伝達する。

■火山情報の通報伝達系統



第2 避難誘導

1 避難勧告等

避難勧告等の発令は、次に示す基準に準じて行う。

■避難勧告等の発令

区分	内容
「火口周辺警報（噴火警戒レベル2～3）」が発表されたとき又は関係機関等から異常現象等の通報を受けたとき	直ちに町民、観光客、別荘滞在者、登山者に対し必要な広報を行い注意を喚起するとともに、必要に応じ避難準備情報、避難の勧告を行うものとする。
「噴火警報（噴火警戒レベル4）」が発表されたとき	直ちに町民、観光客、別荘滞在者、登山者に対し危険を周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、避難準備情報の発令を行うものとする。
「噴火警報（噴火警戒レベル5）」が発表されたとき	直ちに町民、観光客、別荘滞在者、登山者に対し危険を周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて避難の勧告又は指示を行うものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 噴火予兆に対する対応

町長は、火山災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の指定（以下「避難勧告等」という。）の発令に伴う対象となる地域の指定を決定するにあたり、気象庁が発表する噴火警報に示された影響範囲及び必要により浅間山火山防災協議会との協議を経て、次表「地域指定基準」を目安として、過去の噴石や泥流の流下を考慮して、火口を中心とした円状の範囲を基準（以下「指定基準」という。）として指定する。

なお、草津白根山の場合も過去の噴石や泥流の流下を考慮して指定基準を指定するが、第4次地域指定においても長野原町には及ばないことから、草津白根山については警戒区域の設定の対象外とする。

■地域指定基準（浅間山）

区分	火口からの距離
第1次地域指定	おおむね半径 8 k m以内
第2次地域指定	おおむね半径 12 k m以内
第3次地域指定	おおむね半径 16 k m以内
特別指定	おおむね半径 16 k m超

■地域指定基準（草津白根山）

区分	火口からの距離	居住地区等
第1次地域指定	半径 1 k m以内	—
第2次地域指定	半径 2 k m以内	—
第3次地域指定	半径 3 k m以内	万座温泉
特別指定	半径 5 k m以内	草津町の一部

(2) 突発的な噴火現象への対応

町長は、噴火予兆がなく、突発的に噴火が発生し、居住区に被害発生又はそのおそれが生じた場合、該当地域を指定して避難勧告等を発令するものとする。

この場合でも、必要により浅間山火山防災協議会に要請して、事後対策の協議の支援を受けるものとする。

3 避難経路及び避難先の指定

避難経路については、火口を中心に遠方への経路であって、火山噴火現象による危険を回避し、かつ各集落から指定避難所までの最短経路とし、混乱を防止し、統制のとれた避難誘導を行うことを原則とし、各集落から主要避難経路までの経路について、地理的条件、距離等を勘案して、集落ごとに選定するものとする。

■主要避難路

番号	路線名	避難方向
1	国道146号線	長野原町羽根尾地区
2	鬼押ハイウエー	孺恋村三原地区
3	主要地方道長野原倉淵線	高崎市倉淵町
4	国道144号線	対象地域圏外（東西）
5	国道145号線	対象地域圏外（東西）

4 住民等への広報

町長は、避難準備情報、避難勧告又は指示、警戒区域の設定等を行ったときは、住民等に対し、次のような方法により広報を行い、その周知徹底を図るものとする。

(1) 広報の伝達手段

住民及び観光客、登山者等への広報手段は、おおむね次のとおりとする。

- 浅間園：広報車
- 住 民：防災行政無線、有線放送、広報車、警鐘、サイレン、伝達組織を介する

(2) 広報の内容

住民及び観光客、登山者等への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- 異常現象の状況又は火山活動の状況
- 異常現象に対する火山情報の内容又は気象官署等の見解
- 被害の状況
- 避難に関する事項（避難場所、避難時の携帯品、交通状況等）
- 災害対策の状況（災害対策本部の設置状況、医療救護班の配置状況、その他）

第3編 災害応急対策
第3章 火山災害対策
＜第1節 災害発生直前の対策＞

5 県への通報

町は、登山の規制、警戒区域の設定、避難準備（要配慮者避難）情報・避難勧告・指示等を行ったときは、速やかにその旨を吾妻振興局吾妻行政県税事務所又は県危機管理室へ通報するものとする。

6 報道機関への発表

ア 登山規制及び地域住民等に対する避難の指示、勧告等をしたときは、その状況を報道機関に発表する。

イ 報道機関への発表は、原則として県において行うものとする。

ウ 発表は、噴火（爆発）の規模及び社会的影響等を勘案のうえ、できるだけ速やかに行うものとする。

7 避難対策

町長は、地域住民、観光客、別荘滞在者、登山者に対し避難準備情報、避難勧告・指示を発令したときは、長野原警察署、西部消防署長野原分署等の協力を得て、次により避難の誘導等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

（1）避難の誘導

ア 避難の誘導は、避難準備情報・避難勧告又は避難指示を行ったときに実施するものとする。

イ 避難の誘導にあたっては、火山現象の推移、登山者等の多少及び動揺状況、その他現場の状況を十分勘案の上最も安全な方法により行うものとする。

ウ 浅間園で組織する「浅間園火山噴火警戒隊」の避難誘導班は、入園者及び観光客の避難誘導を円滑、適切に行うものとする。

町災害対策本部衛生班は、教育班の協力を得て避難所を開設する。

町域にまで被害が及ぶおそれがある場合は、教育班が在校中の児童生徒及び社会教育施設利用者の避難誘導にあたり、一般住民の避難誘導は、消防班が当たる。

総務班は、防災行政無線、広報車等により災害情報の広報活動を行うものとする。

エ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解せない外国人等避難行動要支援者については、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備情報、避難の勧告又は指示を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

（2）避難施設

火山災害に伴う避難施設については、資料編を参照のこと。

『 資料4. 2 「避難場所一覧」 参照 』

第3 交通規制の実施

噴火又は爆発による被害を防止するため、警察は必要に応じ火山周辺道路において、山麓への進入禁止等の交通規制を実施する。

なお、町が管理する道路の規制は町長が行うものとする。

1 広域交通規制

(1) 噴火警戒レベル3までの交通規制

「浅間山の噴火警戒レベル導入に伴う防災対応に関する申し合わせ」に基づく交通規制とする。

(2) 噴火警戒レベル4、5の交通規制

ア 交通規制の目的

噴火警戒レベル4、5における交通規制の目的は以下のとおりである。

- 避難対象地域又は警戒区域への立入り禁止（人・車）
- 避難対象地域又は警戒区域内の居住者等の円滑な避難（避難方向に対する一方通行）
- 緊急輸送路の確保（避難、救急・救助部隊の円滑な通行）
- 避難対象地域又は警戒区域方向に向かう車両の総量抑制（迂回措置）

イ 交通規制の協議

町は、町長が決定した対象地域の指定に基づき、以下に示す広域交通規制協議グループの一員として、長野県の関係機関との協議により、次頁に示す「2 規制範囲」に基づき、交通規制を迅速に行うものとする。

■広域交通規制協議グループ

区分	内容
群馬県警察	① 長野原警察署（調整代表） ② 吾妻警察署 ③ 高崎警察署 ④ 安中警察署
道路管理者	① 長野原町 ② 嬭恋村 ③ 国土交通省高崎河川国道事務所 ④ 中之条土木事務所 ⑤ 高崎土木事務所 ⑥ 安中土木事務所 ⑦ 東日本高速道路(株)関東支社 ⑧ (株)プリンス新潟・長野・群馬地区

第3編 災害応急対策
 第3章 火山災害対策
 <第1節 災害発生直前の対策>

■長野県の関係機関

区分	内容
長野県警察	① 小諸警察署 ② 佐久警察署 ③ 軽井沢警察署
道路管理者	① 小諸市 ② 佐久市 ③ 軽井沢町 ④ 御代田町 ⑤ 佐久建設事務所

(3) 交通規制の緊急措置

長野原警察署長は、突発的な噴火現象により、(2)イの協議ができない場合で交通規制の緊急措置の必要性がある場合は、長野県関係警察署との調整を図りつつ、現場対応としての所要の交通規制を実施することとし、遅滞なく県（危機管理室）及び関係市町村に通報を行うものとする。

2 規制範囲

(1) 町道の規制

町長は前橋地方気象台より浅間山に関する火山情報が発表され、危険が予測される場合は次の規制を行うものとする。

■1次規制（火口より5km）

道路名	規制地点	規制基準
町道浅間線	三井別荘入り口付近	臨時火山情報が発表され、観光客等又は関連施設に被害が生じるおそれがある場合

■2次規制（火口より7km）

道路名	規制地点	規制基準
町道浅間線	浅間牧場信号	緊急火山情報が発表された場合

(2) 国道等の交通規制

高崎河川国道事務所又は中之条土木事務所は、前橋地方気象台より火山情報が発表され、危険が予測される場合は次の規制を行うものとする。

■第1次規制（半径8km）

番号	道路名	規制地点
1	県道大笹北軽井沢線(県道235号)	嬭恋村大字大笹 大笹三差路栃原酒店前
2	国道146号	長野原町大字北軽井沢 北軽十字路
3	浅間・白根火山ルート(鬼押ハイウェイ)	嬭恋村大字鎌原字上の原 鎌原料金所

■第2次規制（半径12km）

番号	道路名	規制地点
4	国道144号	嬭恋村大字鎌原 鎌原三差路天狗食堂前
5	国道146号	長野原町大字応桑 応桑三差路
6	国道144号	国道144号と県道東部嬭恋線の交点
	県道東部嬭恋線（県道94号）	
7	浅間・白根火山ルート（万座ハイウェイ）	嬭恋村大字三原字岩井堂三差路
8	県道長野原倉淵線（県道54号）	倉淵村大字権田地内 二度上峠入り口

■第3次規制（半径16km）

番号	道路名	規制地点
9	国道146号	長野原町大字羽根尾 羽根尾三差路
10	国道145号	長野原町大字大津 大津交差点
11	県道長野原倉淵線（県道54号）	高崎市倉淵町川浦地内 月並
12	国道18号（旧道）	安中市松井田町坂本 トライブイン前
13	県道北軽井沢松井田線（県道56号）	安中市松井田町坂本
14	上信越自動車道	下仁田町大字馬山 下仁田 I C
15	一般国道18号（碓氷バイパス）	安中市松井田町入山字上野原

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保については「本編 第1章 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」によるもののほか、次に定めるとおりとする。

1 災害情報収集及び被害報告について

噴火（爆発）その他の火山活動により被害が発生、又は発生するおそれが出たときは、各責任者は以下により、直ちに関係機関にその状況を通報するものとする。

(1) 地元の責任者

各責任者は、町役場に、すみやかに状況を通報するものとする。

地区又は施設	被害報告責任者
浅間園	課長補佐、支配人
応桑地区	区長
北軽井沢地区	区長

(2) 関係機関の責任者

各機関の責任者は、地元責任者等からの通報及び自ら収集した被害情報等を県の地域機関又は県危機管理室に通報するものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置

1 長野原町災害対策本部

(1) 設置基準

町長は、災害の発生を防止、又は災害応急対策を実施するため必要があると認める場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき長野原町災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 浅間山について噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表されたとき
- 浅間山が噴火したとき（微噴火・小噴火を除く）
- その他町長が必要と判断したとき

(2) 設置場所

町は、災害対策本部を長野原町役場内に設置するとともに、役場の正面玄関及び本部室前に「長野原町災害対策本部」の標識を掲げ災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、火山泥流の流下などにより、役場が被災する、又は被災するおそれがある場合は、高台に立地する「山村開発センター」に本部を設置する。

(3) 廃止基準

「本編 第1章 第3節 第1 1の(3) 廃止基準」を準用する。

(4) 設置・廃止の通知

「本編 第1章 第3節 第1 1の(4) 設置・廃止の通知」を準用する。

2 災害対策本部の活動の優先順位

「本編 第1章 第3節 第1 2 災害対策本部の活動の優先順位」を準用する。

第2 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織編成

火山災害に係る災害対策本部の組織は、「本編 第1章 第3節 第2 1 災害対策本部の組織編成」によるもののほか、次に定めるとおりとする。

(1) 浅間園の活動体制

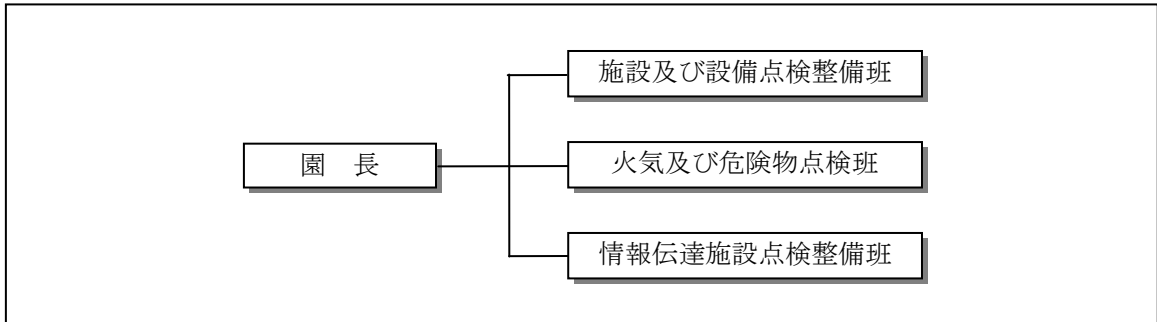
ア 長野原町営浅間園園長を本部員に加える。

イ 浅間園は、浅間山の噴火による入園者の被害の予防、防止及び軽減を図るため、避難誘導、通報、連絡等を迅速に行うものとする。

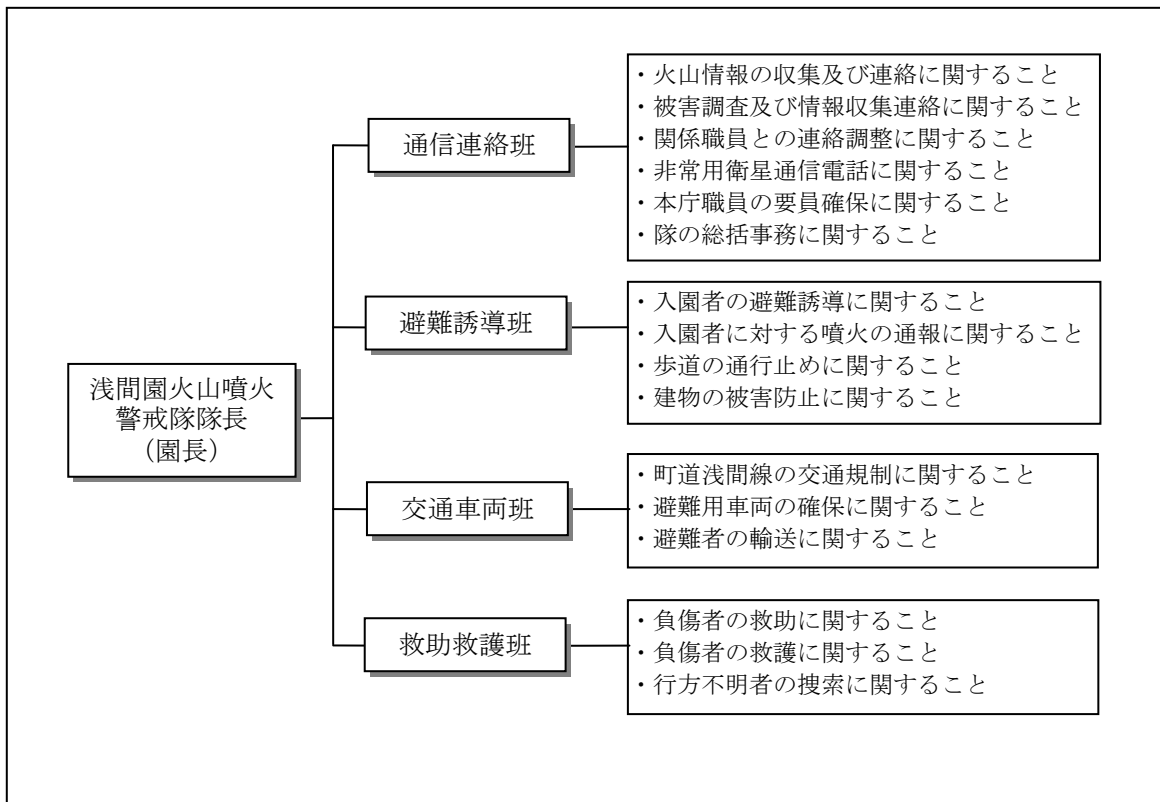
第3編 災害応急対策
 第3章 火山災害対策
 <第3節 活動体制の確立>

ウ 浅間園の組織及び体制は次のとおりとする。

■浅間園の活動体制【平常時】



■浅間園の活動体制【非常時】



(2) 火山対策コアグループ

群馬県火山防災対策連絡会議では、平常時の火山防災対策及び火山災害応急対策の迅速な協議・実行を期すため、以下の機関の担当者レベルでの火山対策コアグループを編成している。

浅間山火山対策コアグループの構成機関は、次のとおりである。

■浅間山火山対策コアグループ編成機関

- ①前橋地方気象台
- ②長野地方気象台
- ③浅間山火山防災連絡事務所

- ④東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター
- ⑤国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
- ⑥陸上自衛隊第12旅団
- ⑦長野原町
- ⑧嬭恋村
- ⑨長野原警察署
- ⑩吾妻広域消防本部
- ⑪中之条土木事務所
- ⑫群馬県警察本部警備第二課
- ⑬群馬県総務部危機管理室

2 災害対策本部長

「本編 第1章 第3節 第2 2 災害対策本部長」を準用する。

3 本部室

「本編 第1章 第3節 第2 3 本部室」を準用する。

4 本部連絡員

「本編 第1章 第3節 第2 4 本部連絡員」を準用する。

5 現地災害対策本部

町長は、必要により現地災害対策本部を設置する。

設置場所は、地域指定圏外の直近で、以下の場所を候補とし、地域指定によってその指定線が役場に近接する場合は設置しない。

■現地災害対策本部の設置場所

区分	候補施設	備考
第一次地域指定	町立北軽井沢小学校	
第二次地域指定	町立西中学校	
第三次地域指定	町役場	

6 災害対策本部の事務分掌

「本編 第1章 第3節 第2 6 災害対策本部の事務分掌」を準用する。

7 関係機関に対する職員派遣の要請等

「本編 第1章 第3節 第2 7 関係機関に対する職員派遣の要請等」を準用する。

8 活動上の留意点

「本編 第1章 第3節 第2 8 活動上の留意点」を準用する。

第3 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部を設置及び組織等については、「本編 第1章 第3節 第3 災害警戒本部」を参照のこと。

第4 職員の非常参集

1 町における職員の非常参集

群馬県火山防災対策連絡会議構成機関は、火山の異常現象又は噴火（爆発）に伴う被害の発生に対処するため、居住地域への影響が予想される場合は、次表のとおり共通の体制をとることとなっている。

そのため、町長は、次表の体制区分に従い配備区分を決定する。

また、総務課長は、災害警戒本部を設置したときは、次表に掲げる警戒体制の配備体制をとり、災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とする。

■職員の参集・配備基準

体制区分	状 況	配備体制	配備区分
警戒体制	噴火警戒レベル3が発表され、異常現象の発生など噴火（爆発）のおそれがあり警戒体制を必要とするとき	噴火警報及び噴火予報等の収集、関係機関との連絡調整、その他所要の措置が円滑に実施し得る配備体制	初期動員
応急体制	噴火警戒レベル3が発表され、火口から2km～4km以内、又は4kmを超える範囲内に噴石があり、軽微な物的被害が発生した場合、若しくは引き続き被害の発生するおそれがあるとき	被害情報の収集、応急対策、その他所要の措置等が円滑に実施しうる配備体制	1号又は2号動員
非常体制	噴火警戒レベル4、又は5が発表され、規模の大きな噴火、あるいはそのおそれがあり、人的及び物的被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど、事態が重大であると認められるとき	被害情報の収集、応急対策、その他所要の措置等が円滑に実施しうる配備体制	3号動員

2 動員計画

職員の動員は、本部長の配備区分の決定に基づき、「本編 第1章 第3節 第4 2 動員計画」に従い実施する。

第5 広域応援の要請

「本編 第1章 第3節 第5 広域応援の要請」を準用する。

第6 自衛隊への災害派遣要請

「本編 第1章 第3節 第6 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

なお、知事は、大噴火（爆発）等による応急対策の実施にあたり、関係町村等では十分に対処し得ないと認めた場合は、自衛隊法第83条の規定及び群馬県地域防災計画に定めるところにより、自衛隊に対し派遣を要請する。

第7 二次災害の防止活動

町は、火山噴火による噴出物が堆積している地域においては、降雨による土石流等の土砂災害の発生のおそれがあることから、降雨の状況把握や監視体制を強化するとともに、専門技術者等を活用し、危険性が高いと判断された場合には、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するなど、二次災害の防止に努める。

第4節 救急・救助、医療及び消火活動

第1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動は、「本編 第2章 第5節 第1 救急・救助活動」によるもののほか、次に定めるとおりとする。

1 救助・救護体制の確立

町長は、避難準備情報、避難の勧告・指示を行ったときは、万一の場合に備え、消防機関に出動の準備体制を要請するほか、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関等と連絡を密にし、救助・救護体制の確立を図る。

2 救護所の設置

町長は、噴火（爆発）等により負傷者が出るなど救護所設置の必要を認めるときは、日赤県支部、地元医療機関と協議のうえ、避難場所に救護所を設置する。

救護所を設置したときは、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関と協議のうえ、負傷者の救護に必要な医師、看護師を配置する。

3 負傷者の搬送

救護所での手当では不十分な重傷者については、最寄りの病院へ搬送する。

搬送は原則として地元消防機関による。ただし地元消防機関のみでは対応できないときは、隣接消防機関に応援を要請するほか、警察等の協力を得て搬送を実施する。

第2 医療活動

「本編 第1章 第5節 第2 医療活動」を準用する。

第3 消火活動

「本編 第2章 第3節 第3 消火活動」を準用する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「本編 第1章 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」を準用する。

第6節 避難収容活動

「本編 第1章 第7節 避難収容活動」を準用する。

第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

「本編 第1章 第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」を準用する。

第8節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

「本編 第1章 第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動」を準用する。

第9節 被災者等への的確な情報伝達活動

「本編 第1章 第11節 被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

「本編 第2章 第11節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第11節 施設、設備の応急復旧活動

「本編 第1章 第12節 施設、設備の応急復旧活動」を準用する。

第12節 自発的支援の受入れ

「本編 第1章 第13節 自発的支援の受入れ」を準用する。

第13節 要配慮者への支援活動

「本編 第1章 第14節 要配慮者への支援活動」を準用する。

第14節 その他の災害応急対策

「本編 第1章 第15節 その他の災害応急対策」を準用する。